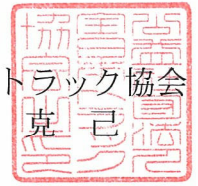




全ト協発第528号(企)
令和6年1月17日

都道府県トラック協会
会 長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己



公正取引委員会「荷主との取引に関する実態調査」の実施について
(お知らせ)

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公正取引委員会では、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(物流特殊指定)を定め、物流における取引の公正化に取り組んでおり、例年同様、全国の約40,000者を対象に標記「荷主との取引に関する実態調査」を書面により実施する旨通知がありましたのでお知らせいたします。なお、調査票は本年1月12日より公正取引委員会から調査対象事業者に対して発送されております。

公正取引委員会では、令和5年11月29日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表し、持続的な構造的賃上げを実現に向け、特に中小企業における原資を確保できる取引環境の整備を推進しており、本調査は、荷主による買いたたきに関する質問項目等含めた実態を把握する上で大変重要な調査となっております。

つきましては、本調査の周知にご協力いただくとともに、調査対象となった会員事業者から問い合わせ等があった場合には、下記の公正取引委員会物流書面調査事務局をご案内いただきますようお願い申し上げます。

【添付書類】

- ・公正取引委員会から調査対象事業者への協力依頼文書
※調査票等は、別途、各県の代表メールアドレス宛てにお送りいたします。

【公正取引委員会ホームページ】

<https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu/chosa1.html>

※上記ホームページから調査票等を確認いただけます。

※本調査に関する問い合わせ先：

公正取引委員会 物流書面調査事務局 (コールセンター)

TEL：03-4510-9748

(受付時間：土日祝日を除く 9:30~12:00、13:00~17:30)

コールセンター設置期間：令和6年1月15日(月)~令和5年2月6日(火)まで

本件問合せ先：全日本トラック協会 企画部 電話：03-3354-1037

令和6年1月15日

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課長 亀井 明紀
優越的地位濫用未然防止対策調査室長 山本 慎

荷主との取引に関する実態調査について（協力依頼）

謹啓 貴協会におかれましては、日頃から公正取引委員会の活動に御協力いただきありがとうございます。

当委員会は、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（物流特殊指定）を定めています。

今年度も、当委員会は、荷主から提出された物流事業者名簿を基に、物流事業者の皆様へ書面調査への協力をお願いすることといたしました。

つきましては、当委員会が物流事業者の皆様を対象に調査を実施することについて、貴協会の会員に対し、可能な範囲で周知していただきますようお願いいたします。また、会員から貴協会に対し、本調査の実施に関するお問い合わせがありました際には、当委員会の実施している書面調査である旨お伝えいただき、下記問い合わせ先を御紹介いただければ幸いです。

御多忙中のところ誠に恐縮ですが、御協力いただきますようお願いいたします。

謹白

問い合わせ先 公正取引委員会 物流書面調査事務局（コールセンター） 電話 03-4510-9748 受付時間：土日祝日を除く 9:30～12:00 13:00～17:30 設置期間：令和6年1月15日（月）～令和6年2月6日（火）
--

代 表 者 殿

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部長
(公 印 省 略)

荷主との取引に関する調査について（協力依頼）

公正取引委員会は、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用行為を効果的に規制する観点から、独占禁止法第2条第9項第6号の規定に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」（以下「物流特殊指定」といいます。）を定めています（物流特殊指定の概要については同封の「荷主との取引に関する調査票」11ページの（参考）を御参照ください。）。

このたび、荷主から提出された物流事業者名簿を基に、貴社を含む物流事業者の皆様へに書面調査への御協力をお願いすることといたしました。

貴社におかれましては、御多忙中のこととは存じますが、下記のとおり、本調査に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、御回答いただいた内容については、公正取引委員会の独占禁止法又は下請法の執行部門に情報提供することがあります。また、回答用紙に記入された個別・具体的な内容については回答者が特定できる形で第三者に開示したり外部に公表したりすることはありません。公正取引委員会の職員には、職務上知り得た事業者の秘密に関して、法律（独占禁止法第39条）により守秘義務が課せられています。

公正取引委員会は、情報を提供していただいた物流事業者の方が荷主に特定されたり、情報を提供したことが疑われたりすることのないよう細心の注意をして調査しています。

記

1 提 出 物 「回答用紙」

※ 公正取引委員会のウェブサイトにも回答用紙（エクセル形式）を掲載しています。

<https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu/chosa1.html>

2 提 出 方 法 同封の返信用封筒（切手不要）を御利用いただくか、エクセル形式又はPDF形式にて電子メールに添付して提出してください。

電子メール提出先： logistics@tbrave.com（業務委託先。回答提出専用）

3 提 出 期 限 令和6年1月31日（水）

問い合わせ先 **公正取引委員会 物流書面調査事務局（コールセンター）**

03-4510-9748

受付時間：土日祝日を除く 9：30～12：00
13：00～17：30

設置期間：令和6年1月15日（月）～令和6年2月6日（火）

4 注 意 事 項

- (1) 調査対象荷主は、同封の「回答用紙」の表面上方の赤枠内に記載している事業者です。
- (2) 調査対象期間（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）において、当該事業者と物品の運送又は保管に係る取引を行っていない場合には、「回答用紙」1ページ目の必要な箇所のみ記入し、提出してください。
- (3) 回答内容について、公正取引委員会の担当者が照会する場合がありますので、提出物の写しを保存してください。

【本件調査の改善に関する御意見・御要望について】

本件調査について、下記の例のような改善に関する御意見・御要望がある場合、前記のコールセンターにお寄せください。内容を検討の上、次回以降の調査の企画立案に活用させていただきます。

（要望・意見の例）

- ・ 本件調査と〇〇調査において、同じ△△の調査項目を重複して調査されているため、どちらかに回答すればよいようにしてほしい。
- ・ 回答方法について、××を含めた他の回答手段も用意してほしい。
- ・ 設問□□の趣旨が分かりづらく判断に迷うことがあるので、分かりやすい文章にしてほしい。